



施術事故対応の流れ

施術事故相談を受けた会員に案内している施術事故対応を、万が一に備えて事前に聞いておきたいとのお声をいただきることが増えてきました。
施術事故対応の基本的な流れをご案内します。

保険金請求をするためには下記の3点は必須です。

①診断書と治療費領収証は原本を受け取る。 ②利用者と示談書を取り交わす。 ③示談金を払った証拠を提出する。

1) 本会への連絡

施術事故が起きた、もしくは利用者から事故連絡を受けたら次の点をまとめて本会へご連絡ください。

- ・利用者の年齢・性別・職業
- ・施術日時・店舗の利用歴および利用目的（主訴）
- ・施術後から本会に連絡いただくまでの経過

本会では相談を受けた後に施術を担当した会員が作成する事故発生報告書や、利用者が休業された場合にご用意いただく休業損害証明書等の用紙をお送りします。

2) 利用者の治療／損害賠償の請求

利用者の治療が長引く場合（おおむね3ヶ月以上）、定期的な経過をお知らせいただくようお願いしています。会員が作成した事故発生報告書は、治療が終わった後に利用者から受け取る診断書・領収書などとともに郵送でご提出いただきます。この過程で治療費・休業損害以外の請求や個別の要望を受けた場合は、即答を避け本会までご連絡ください。領収書は受け取った時点で清算せず利用者に検討する時間をお送りします。

※本会や損害保険会社は法律上利用者へ連絡することができません。

3) 示談交渉

利用者の治療が完了し、本会が会員から報告書・診断書・領収書等を受領後、本会は損害保険会社へ審査を依頼します。審査は書類到着から1週間程度です。

※提出された資料は返却できません。

審査結果（認定金額）は本会から示談書や保険金請求書類と併せて会員へ郵送します。お手元に届きましたら内容をご確認の上、会員から利用者へ審査結果を提示し、合意できるかどうか検討を依頼します。合意が得られたら示談書を取り交わし、示談書に記載された金額の支払時期を利用者に伝えます。

4) 示談金の支払い

示談書を取り交わしたのちに示談金を支払います。稀ではありますが示談金の支払いを受けた後に示談内容を反故にして示談書を取り交わそうとしない方がいるためです。会員が示談金を支払えば利用者との対応は終わりとなるので、早く終了したいときは会員が示談金を立て替えて支払いをした後に本会へご請求ください。立て替えをしない場合は先に本会へご請求ください。本会からの保障金は最も長いときで請求を受けてから30日後の支払いです。この点を踏まえ支払予定期を利用者へお伝えください。

損害賠償・治療費領収書・感謝料・休業損害などはJHA NEWSのバックナンバーにあります
本会HPに掲載していますのでぜひご覧ください

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対して状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル / クレーム対応無料電話相談・JHA NEWSの発行・会員保障制度など
ご希望の方には病気やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

国家資格者
会員種別
正会員A 準会員

すべての治療家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

【ご不明な点・詳細は、お気軽にお問い合わせください】

民間施術者
会員種別
正会員B



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp> E-mail:info@jha-shugi.jp

☺ JHA NEWSのバックナンバーはホームページをご覧いただけます ☺

TEL:03(6281)8188

FAX:03(6281)8187

TEL受付：10:00～18:00（平日） FAX受付：24時間年中無休

